

補助についても引き続き実施することとしているので、これらの事業の実施により、積極的な就労支援の取組をお願いする。

(3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進について

本事業は平成21年度予算案において、新規分として60か所拡充し、全国265か所で実施することとしているので、各都道府県におかれては、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、地域の就労支援の拠点となるよう適切な団体の選定をお願いする。

また、障害者就業・生活支援センター事業については、「成長力底上げ戦略」の「福祉から雇用へ」推進5か年計画や、「重点施策実施5か年計画」において、平成23年度までにセンターを全障害保健福祉圏域に設置するよう、取組を進めているところであるが、設置について、更なる促進を図るため、生活支援部分について、平成21年度より、地域生活支援事業費補助金から移替し、単独の補助事業（(目)障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就業・生活支援センター事業費））として実施することとしているところである。

都道府県におかれては、単独補助事業化の趣旨を踏まえ、全障害保健福祉圏域への設置に向け、積極的な取組をお願いする。

3 障害者の地域生活移行について

障害者の地域生活への移行の状況については、平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成19年10月1日までに6.7%の者が地域生活へ移行しており、さらに、精神疾患により1年以上入院している者についても、近年、毎年約5万人弱が退院しているところであるが、一方で、新たに入所・入院している者もあり、障害者自立支援法の目指す地域生活への移行が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

このような状況を踏まえ、平成21年4月に予定している報酬改定においては、地域生活への移行の促進や受入基盤の充実を図るため、グループホーム・ケアホームでの短期間の体験利用時の報酬単価を設定する等、報酬体系の見直しを行うこととしているところである。

また、基金事業においても、グループホーム等を実施するためのアパート等の借り上げに伴う敷金・礼金に対する助成を継続するとともに、施設入所者等が地域生活へ移行する際に必要となる物品の購入に対する助成や、入所施設職員による包括的な地域移行支援への助成、地域生活支援の拠点化に関するモデル事業等を新たに創設することし、併せて、罪を犯した障害者や医療観察法対象者の地域生活移行の支援についても事業化することとしており、これらの事業の積極的な活用により、障害者の地域生活移行の推進に取り組まれない。

4 相談支援体制の充実について

障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、適切な障害福祉サービス等に結び付けていくための相談支援が重要である。昨年取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においても、障害者の相談支援の充実を図るべきとされたところであり、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」や「市町村相談支援機能強化事業」を活用するなどにより、地域自立支援協議会の運営を含めた相談支援体制の充実に特段のご配慮をお願いする。

(1) サービス利用計画作成費について

現行では自立訓練及び共同生活介護・共同生活援助の利用者は、サービス利用計画作成費の対象となっていないところであるが、これらの利用者についても、十分なケアマネジメントが行われるよう対象者を拡大するとともに、質の高いケアマネジメントの実施体制を整えている事業者が計画を作成した場合は、報酬に加算することを予定している。

サービス利用計画作成費の利用者数については、平成20年4月現在1,919人に過ぎず、適切な障害福祉サービスの利用を図るためにも、基金事業の「相談支援充実・強化事業」を活用するなどにより、集中的、計画的な支援が必要な対象者を把握し、計画作成費の利用を推進していただくようお願いする。

また、平成21年度においても、国において相談支援従事者指導者養成研修を実施することとしているので、参加者の派遣についてご配慮をお願いするとともに、5年ごとに受講することとなっている相談支援従事者現任研修を活用する等の人材育成についても推進していただくようお願いする。

(2) 制度改革に向けた相談支援体制整備について

相談支援体制の構築については、各市町村の取組状況に差があり、依然整備が進んでいない地域も見られる。今後、制度改革を踏まえると、一層相談支援事業のニーズが高まっていくと予想されることから、早急に各地域における相談支援体制の底上げと充実強化を図るため、基金事業において従前の「相談支援体制整備特別支援事業」を「制度改革に向けた相談支援体制整備特別支援事業」として拡大することとし、新たに「居住サポート事業立ち上げ支援事業」と「地域自立支援協議会運営強化事業」を追加することとしているので、積極的に活用していただきたい。

5 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の適正な執行について

精神障害者社会復帰施設については、平成23年度末までに新体系へ移行することとしており、平成21年度予算案においても、本補助金について、これまでの新体系への移行状況を踏まえた所要額を計上しているところである。

このような中、平成18年度決算検査報告において、一部の精神障害者社会復帰施設について本補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が散見されたので、各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

なお、精神障害者社会復帰施設については、平成20年4月1日現在で障害者自立支援法の新体系サービスへの移行率が3割程度となっているが、平成21年4月に障害者福祉サービス費用(報酬)の改定を行うこととするとともに、基金事業において、特に移行が遅れている、精神障害者生活訓練施設や福祉ホームB型について、移行の際の支援を行う「精神障害者生活訓練施設等移行促進事業」を創設することとしているので、速やかに新体系サービスに移行していただくよう、各都道府県におかれてもよろしくお取り計らい願いたい。

6 障害福祉関係施設等の整備について

平成21年度の障害福祉関係施設等の整備に係る補助協議の方針については別途詳細をお示しする予定であるが、社会福祉施設等施設整備費補助金については、原則として単年度事業であるものに限定し、真に必要な整備について協議を行うよう精査するとともに、日中活動系の事業所のほか、特に、グループホーム・ケアホーム、平成21年4月の消防法施行令改正の施行に伴う消防設備、「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日付け医政局総務課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、保険局医療課長連名通知)を踏まえた重症心身障害児施設等の整備を優先的に採択することとしているので、これらについては、積極的に協議を行っていただきたい。

また、社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価について、資材費及び労務費の動向を踏まえ2.0%引き上げるとともに、グループホーム、ケアホームの創設単価(事業費ベース)について、事業者負担の軽減を図るため、2500万円(対前年度+500万円)に引き上げることとしている。

なお、基金事業による障害者自立支援基盤整備事業において、新体系移行等のための施設改修・増築、ケアホーム・グループホーム等の消防設備の整備及び新体系事業拡充のための設備やNICU退院児童受入れのための人工呼吸器等の購入費用について補助対象とすることとしているので、当該事業について

も、積極的な活用をお願いする。

このほか、国土交通省と連携して公的賃貸住宅団地等の再整備（安心住空間創出プロジェクト）等を行うこととしており、地方公共団体が作成する地域住宅計画に基づき公営住宅団地や公的賃貸住宅団地の整備に併せて障害者福祉施設を一体的に整備する場合には、国土交通省所管の地域住宅交付金の交付対象となりうるので、グループホーム、障害福祉サービス事業所等の障害者福祉施設の整備が必要な場合には、住宅部局に働きかけ、連携を図りつつ、取組を進めていただきたい。

○国土交通省所管の地域住宅交付金を活用した障害者福祉施設整備について

概 要	地方公共団体が定める地域住宅計画に基づく整備事業に対して助成が可能。 ※地域住宅交付金を用いた障害者福祉施設の整備例 ・公営住宅の建設や改築に併せグループホームを合築整備 ・公営住宅の建替えにより生じた余剰地に障害福祉サービス事業所を整備
交 付 対 象 者	都道府県・市町村
助成対象施設	公営住宅等の整備と一体的に行われる障害者福祉施設等
助 成 割 合	国45%、地方公共団体55% (地方公共団体が社会福祉法人・NPO法人等に補助する場合、補助額に対して、国45%、地方公共団体55%)
地域住宅交付金 平成21年度予算案	1,940億円

7 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

(1) 障害福祉サービス事業者への指導監査の徹底等について

障害者自立支援法の施行に伴い、特定非営利活動法人等の新規参入等により障害福祉サービス事業者の数が増加しているところであるが、会計検査院からの指摘や各都道府県における指定取消などに見られるように、依然として不正受給等が発生していることは誠に遺憾である。

については、以下のような事項には特に留意の上、管内の障害福祉サービス事業者に対し指導監督に万全を期されたい。

① 適正な受給の実施について

各都道府県におかれては、障害者自立支援法の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施の確保に向けた取組の充実強化が切に求められていることから、障害福祉サービス事業者に対するなお一層の適切な指導監査の実施に努められるようお願いする。

また、管内サービス事業者に対しては、虚偽のサービス提供実績記録表が作成されることが無いよう指導いただくとともに、管内市町村に対しては、制度の周知を図るとともに、請求内容と実際のサービス利用に差異が無いことを十分に審査し、適正な執行が行われるようお願いする。

② 不正・不明瞭な経理処理の防止について

障害福祉サービス事業者の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることとしているところである。不正・不明瞭な経理処理は不正受給の温床となるとともに、公益性を有する障害福祉サービス事業者においては、特に適正な経理処理が求められていることから、都道府県等におかれては、この点を十分に踏まえて、指導監査の徹底に努められたい。

③ 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、昨年11月に国会へ提出された平成19年度決算検査報告において、対象とならない金額を誤って計上したこと等により、本負担金の返還を要する不当な経理が行われていたとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内障害福祉サービス事業所に対する指導監査の一層の強化を図るなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

(2) 障害者（児）福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところである。以下のような事項に留意の上、管内社会福祉法人、社会福祉施設等に対する指導監督に万全を期されたい。

① 人権侵害等の防止等について

社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例や入所者からの預り金の管理等について不適切な取扱いが行われていたという事例が従来より報告されているところであるが、障害者の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真

摯に取り組んでいる同種施設までもが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

各都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するため「障害者（児）施設等の利用者の権利擁護について（平成20年3月31日障発第0331018号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び「障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参考に適切に対応されたい。特に、虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者（児）の保護、施設内の調査、虐待の行われた施設に対しては、改善命令、事業停止、許可取消等の適切な対応を図られたい。

また、改正児童福祉法（平成21年4月施行）により、被措置児童等虐待の防止に関する事項が盛り込まれ、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みが整備されたところである。都道府県におかれては、本年1月8日に開催された全国児童福祉主管課長会議においてお示した「被措置児童等虐待ガイドライン（案）」に基づき、被措置児童等虐待に関して、児童福祉主管部局など関係部局との連携体制の整備を図ることを願います。

② 苦情解決の取組について

障害福祉関係施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害福祉関係施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは、利用者の権利を擁護する上で極めて重要な位置を占めるものである。

都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもとより、障害者（児）やその家族には、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図られたい。

③ 施設・事業所のサービスに関する第三者評価について

第三者評価事業については、平成15年度に全国社会福祉協議会において、福祉サービスの第三者評価事業等の見直し等について研究を行い、その結果等を踏まえ新たな「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」及び「施設種別の『福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン』及び『福祉サービス内容評価基準ガイドライン』等について」を取りまとめ、お示ししているところであり、同事業の着実かつ円滑な普及・定着を図っているところであ

る。

障害福祉関係施設・事業所においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点から積極的に第三者評価を活用することが重要である。都道府県におかれては、都道府県レベルにおける第三者評価の推進体制整備の促進を図るとともに、管内施設・事業所に対して、第三者評価の実施を促すよう御指導願いたい。